

(報告) コージェネレーション等の発電設備における工事計画届出
から着工までの期間短縮について

平成25年8月8日
商務流通保安グループ
電力安全課

1. 経緯

平成25年6月14日に閣議決定された「規制改革実施計画」において
以下が決定された。

(事項名)

「工事計画届出書」の期間の短縮

(内容)

コージェネレーションを設置する場合に必要な工事計画届について、電力
需給逼迫時であって、過去において審査を通過している設備と同一仕様、同
一材料の設備に取替える場合においては、審査期間の短縮が可能であることを
明確化する。

(実施時期)

平成25年度措置

2. 検討結果

工事計画の届出は、設置を計画している発電設備等が技術基準に適合して
いるかを国が確認するために義務づけており、届出が受理されてから30日を
経過した後でなければ工事の開始をしてはならないとしている。しかし、技
術基準に適合していることが明らかである場合については、工事開始までの
期間の短縮を認めている。

3. 措置

平成25年6月28日に工事計画届出から着工までの期間を短縮できる場合
について説明した「コージェネレーション等の発電設備における工事計画届出
から着工までの期間短縮について」(次頁参照)を当省のホームページ上で公開
した。また、各産業保安監督部にも周知した。